

## 行刑改革会議において検討を要する問題点

委員 南 博方

### 1 行刑の目的と理念

刑および行刑の目的・理念については、国、時代、思想、宗教、経済等によりさまざまである。しかし、刑の執行が犯罪者を外界から隔離し、自由の剥奪によって自主的決定権を奪い、苦痛を与えるものであること（被拘禁者処遇最低基準規則 57 条参照）および行刑の目的は、究極的には、受刑者の社会復帰後、法を遵守し、自立した生活を可能にする適切な処遇を行うことであること（同規則 58 条参照）については、ほぼ異論のないところであろう。この視点に立って、行刑改革会議において検討を要する問題点について指摘することにする。

### 2 受刑者の人権とその制限の限界

刑は受刑者を外界から隔離し、苦痛を与えるものであるが、人間としての尊厳および人間として有する固有の人権のすべてを奪うものではない。したがって、受刑者の人権制限の苦痛は、必要かつ合理的な限度にとどまるべきであり、正当な理由なくしてこれを増大させてはならない（最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 巻 10 号 1410 頁参照、被拘禁者処遇最低基準規則 57 条参照）。

また、究極的には社会復帰を可能にするという行刑目的からしても、社会からの完全な排除は好ましくなく、刑期満了後、徐々に社会生活になじむことができるよう、社会との関係の継続性がある程度維持されなければならない。この視点から、受刑者の人権制限の必要性と制限される人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様が検討されなければならない。特に、受刑者の外部交通、処遇、作業、教育、医療等の在り方等について検討する必要がある。さらに、受刑者の気分を和らげ、明るくするため、舎房衣の色等についても工夫されるべきであろう。

### 3 受刑者の権利救済制度

現行の監獄法は、受刑者が刑務所の処置に対し不服のあるときは、法務大臣または巡閲官に情願することができる旨を定めている（7 条）。この情願の制度は、「収容者がその拘禁生活上救済を求むる唯一の請求権」であり（正木亮・行刑法 18 頁）「監獄の処置に対し在監者が自己の考えを外部に自由に適法に伝えることが保障されている監獄法上唯一の権利である」（重松一義・近代監獄則の推移と解説 171 頁）。

監獄法は、情願と区別して、「請願」という言葉を使っていること（26 条・60 条 1 項 5 号）巡閲官情願に対しては裁決し・告知すべきことと定められていること（同法施行規則 7 条）および行政不服審査法に定める不服申立ての代替手続であることから、本来は請願とは異なる救済制度であるが、従来、請願同様に運用されてきた。

受刑者の不服申立ての対象は、刑務所長の処分だけでなく、戒護、処遇その他の事実行為等多岐にわたり、不服の態様も希望の開陳、問題の提起、環境改善の要求、権利救済等多様多様であるから、救済制度を構想するに当たっては、これら多岐にわたる対象および態様に対応可能なものでなければならない。救済制度は、公平な審査機関による公正かつ簡易迅速な審査手続でなければならない。

#### 4 刑務組織・職務上の問題

鴨下守孝教授は、「訓令・通達等による規制の強化」および「刑務官が規律秩序維持と被収容者処遇の2つを合わせ行うことになっていることと、このような階級性と専門官制の二重構造が、実際の処遇場面において、指揮命令系統を混乱させたり、組織的対応が円滑に行われにくくなっている」と指摘されている。もしそうだとすれば、このような刑務所の管理運営の在り方および過剰収容による負担過重の問題についても検討する必要がある。

なお、家父長的規律維持は、今日、家庭・学校等においてもすでに崩壊しているといえる。刑務所においても、今後、家父長的な規律維持が持続できるかについては疑問がある。正木亮氏は、つとに「いくら刑事制度が完備されても、監獄の目的は監獄官吏の人格・思想・教養が十分でなければ望むことができない。この意味に於て監獄問題は人と人との関係であるといはれる」と指摘され（正木・前掲書5頁）また、被拘禁者処遇最低基準規則は、「すべての職員は、自己の示す模範によって被拘禁者によい感化を与え、かれらの尊敬を勝ち得るように常に行動し、かつ、任務を遂行しなければならない」と定めている（48条）。刑務職員と受刑者との間の新たな理念に基づく信頼関係の再構築についての検討が必要である。

#### 5 開かれた刑務所へ

刑務所は、従来、学校（特に大学）・病院と共に、閉鎖的建造物の代表的なものとされてきた。しかし、今後は、閉鎖性を打破し、開かれた刑務所を目指してその改善が図られなければならない。その方向としては、差し当たり、次の方策が考えられる。

(1) 巡閲・巡視の強化・活用 巡閲は、明治5年監獄則では、毎月3回行われていた。明治14年の改正監獄則では、毎年3～4回行うこととされていた。現在の監獄法の下では、2年毎に1回行うこととされている（4条）。しかも、巡閲官は、矯正局の企画官相当職の幹部職員である。巡閲は、「法務大臣が特命する巡閲官が・・・監獄が公平適正に管理運用せられているか否か、実地に査閲指導することであり、行刑密行主義のもとにある被拘禁者の不利益・権利侵害の有無を調査し、救済することにある」（重松・前掲書168頁・同説、正木・前掲書14頁）。巡閲は、現行法の下でも可能であるから、回数を増やし、第三者性を高め、巡閲結果を公表するなど、その強化、活用に努めるべきである。また、判事・検事による巡視も、行刑密行主義を開放するための制度であり（正木・前掲書15頁）その制度の趣旨を生かした運用が望まれる。

(2) 刑務官の研修 刑務官の研修は、部内講師による受刑者の処遇等の実務研修が主体であるようだが、外部の有識者による教養・人権等に関する研修機会を増やす必要がある。刑務官研修は、時代の変化に即した新しい知識を導入し、その教養を高めるだけではなく、外部と接触する機会を与え、その閉鎖性を打破する意味において有意義である。

(3) 地域社会との交流 刑務所という特殊な施設の性質上、地域社会の理解と協力を得ることが不可欠である。従来から、施設参観等により地域社会との交流が進められているが、広報活動および地域社会との交流がより積極的に促進される必要がある。